

透析機器安全管理委員会

要項

(設置)

第1条 市立函館病院 人工腎センターで使用される透析機器の安全管理、及び、透析用水／標準透析液の品質管理業務の安全な運営を目的とした透析機器安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の構成は、次の通りにする。

1. 委員長 人工腎センター長
副委員長 人工腎センター看護師長、臨床工学技士（人工腎センター勤務）
委員 泌尿器科医師、人工腎センター副看護師長、人工腎センター勤務看護師、臨床工学技士
2. 委員長が『透析液安全管理者』を兼任する。
3. 委員である臨床工学技士が『透析液製造担当者』、『機器／設備担当者』、『品質管理者』を兼務する。

(所管事項)

第3条 委員会の 所管事項は、次の通りとする。

1. 血液浄化に関わる業務の安全及び効率的な運営
2. 透析液管理マニュアルの整備
3. 透析液水質確保加算に係る『透析液品質管理計画』の策定
4. 法令や省令などの改変に付随する医療機器／材料の仕様変更への対応
5. 透析機器や透析液管理に精通した医療従事者の育成
6. その他必要と認められる事項

(委員会)

第4条 委員会は年4回（3月、6月、9月、12月）第3金曜日16時開催。委員長が必要有りとな認められた場合（臨時）は、会議を開催して、関係職員を出席させて意見を述べさせることができる。

また、委員長が必要有りとな判断した議案に関して、事務次長、事務局長、副看護部長、看護科長、経営企画係長を招集し、人工腎ワーキンググループを開催することができる。

必要に応じて外部機関（メーカー、他）と連携し情報収集や研修を行うことができる。

(記録)

第5条 管理記録、測定記録を作成して、診療録に準じて三年間保管する。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、臨床工学科とする。

(補則)

第7条 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定まる。

附 則（施行期日）

1. この要綱は、平成22年4月9日から施行する。

令和4年5月1日改定

令和5年10月31日改定

令和7年2月25日改定

令和7年6月10日改定